



鳥取県公報

平成14年11月12日(火)
第7434号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良法による換地処分 (565) (耕地課)	1
	建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の 一部改正 (566) (管理課)	1
教委告示	定例教育委員会の招集 (23) (総務福利課)	3

告 示

鳥取県告示第565号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鹿野町が行う土地改良事業に係る木梨地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成14年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第566号

平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）の一部を次のように改正する。

平成14年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
1 入札参加資格 入札参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し、別表の左欄に掲げる発注工事種別ごとに付与する。	1 入札参加資格 入札参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し、別表の左欄に掲げる発注工事種別ごとに付与する。

(1)及び(2) 略

(3) 申請の日の直前の法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日(合併、分割又は営業の譲渡(以下「合併等」という。)の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成15年1月31日)までの間のものに限る。以下「直前経審」という。)を受けていること。

(4) 申請の日までに営業(合併等に係る従前の営業を含む。)開始後1年を経過していること。

(5) 入札への参加を希望する別表の左欄に掲げる発注工事種別に係る建設工事について、直前審査に係る審査基準日前1年間(鋼橋工事にあっては、5年間)又は当該審査基準日から申請の日までに工事施工金額があること。

(6)及び(7) 略

(8) 特殊工事(ほ装工事(アスファルトによるものに限る。)、港湾工事及び鋼橋工事(PC橋に係る工事を含む。))をいう。以下同じ。)にあっては、それぞれ次に掲げる要件を満たしていること。

ア ほ装工事(アスファルトによるものに限る。以下同じ。)

(ア) 略

(イ) 次の作業員を県内の営業所に常に備えていること。

常勤の正社員であって、アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作できる者並びにレーキマン(舗装において、最後の微調整を専門的に行う者をいう。以下同じ。)

各1名以上

(ウ)及び(エ) 略

イ 略

ウ 鋼橋工事(PC橋に係る工事を含む。)

(ア) 共通事項

a 橋りょう(H型鋼を主桁とするものを除く。)を製作し、及び架設した経験を有すること。

b 略

(イ)及び(ウ) 略

2～4 略

(1)及び(2) 略

(3) 申請の日の直前の法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日までの間のものに限る。以下「直前経審」という。)を受けていること。

(4) 申請の日までに営業(合併、営業譲渡等に係る従前の営業を含む。)開始後1年を経過していること。

(5) 入札への参加を希望する別表の左欄に掲げる発注工事種別に係る建設工事について、直前審査に係る審査基準日前1年間又は当該審査基準日から申請の日までに工事施工金額があること。

(6)及び(7) 略

(8) 特殊工事(ほ装工事(アスファルトによるものに限る。)、港湾工事及び鋼橋工事(PC橋に係る工事を含む。))をいう。以下同じ。)にあっては、それぞれ次に掲げる要件を満たしていること。

ア ほ装工事(アスファルトによるものに限る。以下同じ。)

(ア) 略

(イ) 次の作業員を県内の営業所に常に備えていること。

常勤の正社員であって、アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作できる者並びにレーキマン(舗装において、最後の微調整を専門的に行う者をいう。以下同じ。)

各1名以上

(アスファルトフィニッシャーを操作できる者は、他の機械を操作できる者と兼ねることができる。)

(ウ)及び(エ) 略

イ 略

ウ 鋼橋工事(PC橋に係る工事を含む。)

(ア) 共通事項

a 橋りょうを製作し、及び架設した経験を有すること。

b 略

(イ)及び(ウ) 略

2～4 略

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、これを付与された日から平成17年3月31日（次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。

(1) 入札参加資格を付与された者が直前審査に係る公共工事を請け負うことができる期間が満了する日（以下「満了日」という。）までに経営事項審査（審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日（合併等の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあつては、満了日）までの間のものに限る。）の申請を行っていない場合 満了日

(2) 略

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、これを付与された日から平成17年3月31日（次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。

(1) 入札参加資格を付与された者が直前審査に係る公共工事を請け負うことができる期間が満了する日（以下「満了日」という。）までに経営事項審査（審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日）までの間のものに限る。）の申請を行っていない場合 満了日

(2) 略

附 則

- 1 この告示は、平成14年11月12日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づき入札参加資格審査の申請をした者の当該申請に係る入札参加資格については、なお従前の例による。

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第23号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成14年11月12日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成14年11月14日（木）午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成14年度教育表彰について
 - (2) その他

